

## 緊急時の対応

### 暴風時における児童の登下校

- 1 始業前（登校時刻前）に「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風警報」が発令されている場合
  - ① 児童は登校させないでください。
  - ② 午前11時までに解除された場合は、解除後2時間の余裕をもって授業をはじめます。なお、始業時刻や給食の有無については、学校から連絡します。
    - ※ スクールバス通学児について  
バスの業者と連絡をとり運行時刻を決定し、家庭に連絡しますので、スクールバスに乗せてください。
    - ※ 道路の浸水や橋の決壊等により登校に危険が予想される場合、保護者の判断で登校させないで下さい。（その旨、学校にご連絡ください）
  - ③ 午前11時においても、なお警報が解除されていない場合は、学校は休校となります。
- 2 始業後に「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風警報」が発令された場合
  - ① 原則として、保護者が学校に引き取りに来てください。保護者が来るまでは学校でお待ちください。
- 3 その他
  - ① 暴風警報以外（大雨洪水警報等）が出ていた場合、登校を見合わせる時のみ学校から連絡します。
  - ② 地域での状況により登校不可能または危険と思われる場合、家庭において登校を見合わせる等の判断をしてください。  
（その旨、学校（TEL）84-0024までご連絡ください）
  - ③ 登校後、徒歩での下校が困難な場合は、ご家庭へ緊急連絡をします。その場合は、学校かバス停までの迎えをお願いします。

#### 【備考】

警報の範囲・熊野市、又は紀勢・東紀州、もしくは三重県南部地方

ただし、伊勢志摩地域に発表されても、紀勢・東紀州に発表されて

いない場合は対象としない。

・和歌山県新宮・東牟婁地域、又は和歌山県南部地方

ただし、田辺・西牟婁地域に発表されても、新宮・東牟婁地域に発表されていない場合は、対象としない。